



# 八王子市生涯学習プラン

市民・地域とともに高めあう 学びのまち  
～みんなが まなぶ いかす つながる～

平成 27～31 年度

平成 27 年 3 月

八 王 子 市

# 市民・地域とともに高めあう 学びのまちへ

本市では、平成 22 年 3 月に『八王子生涯学習プラン 市民と地域が主役の生涯学習 ～ この街でまなぶ・いかす・つながる ～』を策定し、市民が主体となった生涯学習社会の実現に向けて、施策の着実な推進を図ってきました。



このたび、前プランの計画期間が満了するにあたり、本市におけるこれまでの生涯学習推進施策の成果と課題を検証するとともに、この5年間で生じた社会環境の変化と新たなニーズや課題、そして、国の「第2期教育振興基本計画」をはじめとする教育施策の方向性などに対応するため、新たな『八王子市生涯学習プラン』を策定いたしました。

これまでの取組の成果として、一人一人の個人的な学びから発展し、その学んだ成果が地域で活かされ、新たな交流やつながりが生まれるという“市民との協働型の生涯学習”が、さまざまな学習機会を通じて広まってきていることを実感しております。

本プランでは、これまでの取組からさらなる市民参画・市民協働による生涯学習施策の充実を図ってまいります。子どもから高齢者の方まで、市民の誰もが、いつでも、どこでもそれぞれの学びを高め、豊かな心を育てていただきたいと考えております。そして、学びを通じた交流により地域の絆がさらに深まり、本市が誇る“市民力・地域力”の高まりとともに、生涯学習活動を通して、市民・地域と協働したワンランク上のまちづくりが実現することを心から期待しています。

東京初の中核市となる本市は、平成 29 年に市制 100 周年を迎えます。新たな 100 年に向け、「活力ある魅力あふれるまち八王子」を創造していくため、本プランの基本理念である「市民・地域とともに高めあう 学びのまち」の実現をめざし、プランに掲げる各施策を着実に推進してまいります。

結びに、本プランの策定にあたり、熱心にご議論いただきました八王子市生涯学習審議会の皆さま、活動事例をご紹介いただいた団体各位、そして貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

八王子市長 たか ゆき  
**石森孝志**

# 目次

## 第1章 生涯学習プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置づけ	2
3 プランの期間	3
4 「生涯学習」の定義	3

## 第2章 プラン策定の背景

1 国、東京都、本市の動向	4
2 前プランにおける取組	5
3 市民の生涯学習の取組状況	8

## 第3章 生涯学習推進のための視点

- (1) 子どもの頃から始める学びの基礎づくり
- (2) 現役世代の生涯学習に対する配慮
- (3) 高齢者の力を活かす
- (4) 市民との協働によるネットワーク型生涯学習の推進
- (5) 学びの成果を活かす
- (6) 共同参画、共生社会の実現
- (7) 分かりやすい生涯学習情報の収集と提供

## 第4章 生涯学習プランの推進施策

1 プランの基本理念	12
2 めざす姿	12
3 プランの基本施策	13
4 プランの体系図	14

### 基本施策1 子どもの頃から始める学びの基礎づくり

- 1-1 生きる力を育む子どもの学びと体験の充実
- 1-2 家庭教育の支援
- 1-3 学校教育活動の支援
- 1-4 地域の教育力を活かす・高める

**基本施策2 誰もがいつでもどこでも学べるしくみづくり** ……20

- 2-1 身近で多様な学習機会の提供
- 2-2 読書のまち八王子の推進
- 2-3 八王子の特色を活かした文化芸術の振興
- 2-4 生涯スポーツ・レクリエーションの推進
- 2-5 高齢者の生きがいづくり
- 2-6 共同参画・共生社会の実現

**基本施策3 学習成果を活かし市民がつながる生涯学習の推進** ……24

- 3-1 人材の育成と活躍の場の提供
- 3-2 学びの成果を活かす機会の充実
- 3-3 市民との協働による地域の活性化

**基本施策4 生涯学習環境の充実** ……27

- 4-1 生涯学習情報の収集と発信
- 4-2 相談体制の拡充
- 4-3 施設の有効活用と開放

## **第5章 生涯学習プランの進行と管理**

- 1 庁内体制 ……31
- 2 事業の点検と評価 ……31

## **資料編**

- 八王子市生涯学習プランの策定経過 ……33
- 平成25年市政世論調査結果（概要） ……34
- 八王子市生涯学習審議会条例 ……36
- 八王子市生涯学習審議会条例施行規則 ……37
- 八王子市生涯学習審議会委員名簿 ……38
- 八王子市生涯学習審議会審議記録 ……39
- 八王子市生涯学習推進本部設置要綱 ……40
- 八王子市の主な生涯学習施設一覧 ……43



# 第1章 生涯学習プラン策定にあたって

## 1 プラン策定の趣旨

昭和40年にユネスコにおいて「生涯学習（教育）」の概念が提唱され、わが国においては、昭和56年に中央教育審議会答申『生涯教育について』にて「生涯学習」が位置付けられて以降、生涯学習の推進に取り組んできました。

近年の科学技術の進展、情報技術の発達、グローバル化の進展、就業形態の多様化や環境問題など、わが国を取り巻く社会環境の変化によって生じたさまざまな課題に積極的に対応するためには、学校教育で得た知識・技能だけにとどまらず、絶えず新しく生み出される知識・技能を生涯にわたり学んでいく必要があります。国が平成25年6月に閣議決定した『第2期教育振興基本計画』の中でも、多様で変化の激しい社会を「生き抜く力」を養うため、生涯を通じて学ぶことの重要性が示されています。

また、経済の成長、長寿社会の実現、余暇・自由時間の増大などの社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいを求めて学習需要が増大しています。これらの学習需要に応え、生涯学習の環境を整備することは、個人の生きがいだけでなく、家庭教育の支援、青少年の健全育成、高齢者の社会参加など、社会全体にとって有意義なことです。

さらに、一人暮らし世帯の増加や核家族化、都市化や過疎化の進展などにより、社会における人とひと、地域のつながりの希薄化が進んでいます。多種多様な学習を通じて市民が交流し、地域でさまざまな活動が行われることは、地域コミュニティの活性化、まちづくりにも寄与するものです。

市民一人一人が自己の能力を高め、生きがいを持って豊かで充実した人生を送るために、誰もが生涯のあらゆる機会にどこでも自由に学ぶことができ、その成果が社会で活かされる「生涯学習社会」の実現が求められています。

そして、この「生涯学習社会」を実現するため、市は、地域、町会・自治会、市民団体、学校、大学、企業、NPO法人などの多様な主体と連携・協働して学習環境を整備し、市民の主体的な学習活動を支援する必要があります。

そこで、八王子市基本構想・基本計画『八王子ビジョン2022』に掲げられた基本理念、都市像とこれまでの生涯学習プランの成果などを踏まえ、今後、中長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示す、新たな『八王子市生涯学習プラン』（以下「プラン」という。）を策定します。

## 2 プランの位置づけ

### (1) 『八王子ビジョン2022』との関係

『八王子ビジョン2022』は、平成25年度から平成34年度までの10か年を計画期間として策定しました。この計画に掲げる基本理念や都市像の実現に向け、プランは実施すべき生涯学習施策を明らかにするものです。

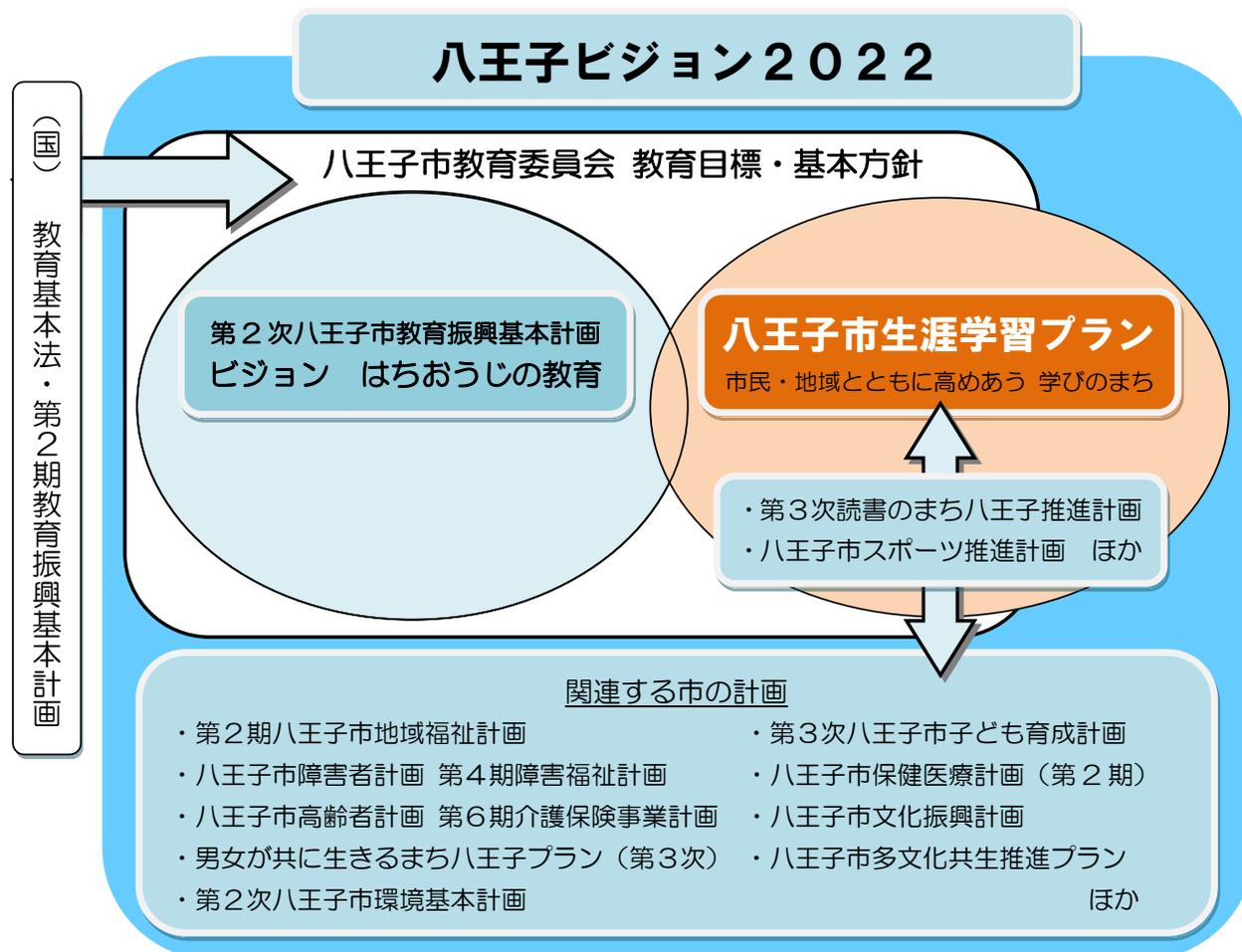
### (2) 第2次八王子市教育振興基本計画との関係

『第2次八王子市教育振興基本計画』では、学校教育を中心に家庭や地域における教育活動も含め、市の教育がめざす基本的かつ総合的な構想を定めています。プランは同計画との整合を図り連携していきます。

### (3) 市の諸計画との関係

生涯学習活動は、スポーツ活動や文化芸術活動のほか、環境、福祉、健康、男女共同参画など、さまざまな分野における学習活動を含むことから、関連する市の個別計画とも連携を図っていきます。

## プランの関係図



### 3 プランの期間

プランの計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

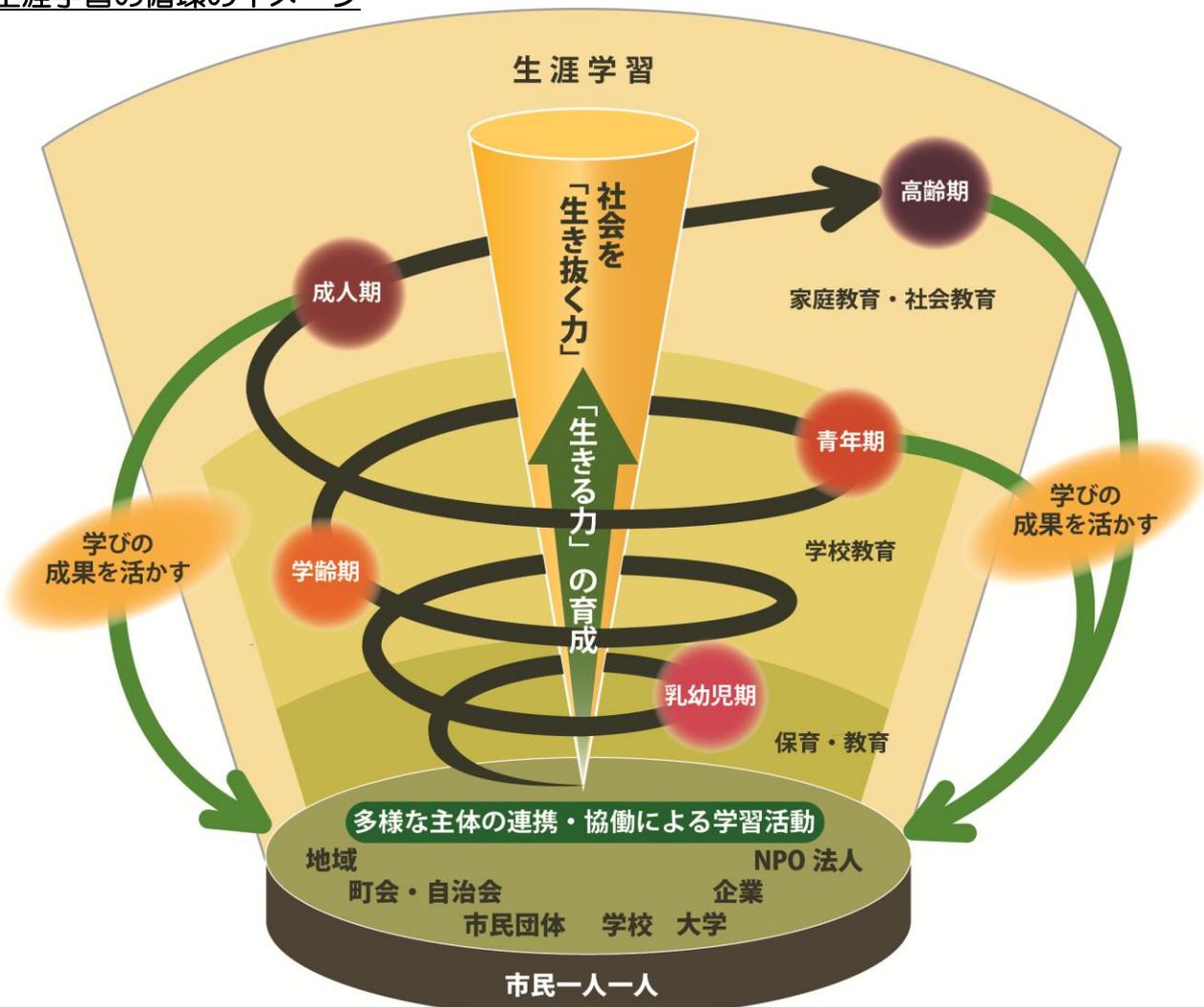
なお、プランの進捗状況、社会情勢、国の政策動向などに新たな変化が生じた場合にはそれらに対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

### 4 「生涯学習」の定義

教育基本法では、生涯学習の理念について「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」としています。

生涯学習という言葉は、余暇・レクリエーション活動や趣味・教養に関わる活動と捉えられがちですが、実際にはこれらの活動だけでなく、生涯にわたるあらゆる学習活動を含む広範な概念です。本プランでは生涯学習の定義を、個人の自発的な学習はもちろんのこと、学校教育、社会教育、家庭教育のほか、スポーツ、文化芸術活動、ボランティア活動、職業上必要な技能の習得など、学習を伴う幅広い活動として捉えます。

#### 生涯学習の循環のイメージ



## 第2章 プラン策定の背景

### 1 国、東京都、本市の動向

#### (1) 国の動向

国は、少子高齢化や地域・家族形態の変容に伴う個人の孤立、雇用環境の変容、経済格差・教育格差の顕在化などの社会情勢の変化を踏まえ、平成25年6月に『第2期教育振興基本計画』を策定しました。その中で、今後の社会の方向性として「自立・協働・創造の実現に向けた生涯学習社会の構築」を掲げ、この実現に向け「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」という4つの基本的方向性を打ち出しました。

また、中央教育審議会は、平成25年1月に『第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理』をまとめました。この中で今後の社会教育行政は、社会教育施設等において講座等を全て自ら行おうとする「自前主義」から脱し、特に首長部局等と積極的に効果的な連携を図り、地域住民も一体となって協働して地域の総合的な課題に対応できるよう、地域の多様な主体との連携・協働によるネットワーク型行政を一層推進していくことを求めています。

#### (2) 東京都の動向

東京都は、平成25年4月に『東京都教育ビジョン（第3次）』を策定しました。都の教育振興基本計画と位置付けられるこの計画では、「社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う」ことを基本理念とし、教育を推進しています。

#### (3) 本市の動向

本市では、平成16年3月に『八王子生涯学習プラン ～学び拓こうわたしたちの夢・未来～』を、平成22年3月に『八王子生涯学習プラン ～市民と地域が主役の生涯学習 この街でまなぶ いかす つながる～』（以下「前プラン」という。）を策定し、市民が主体となった生涯学習社会の形成に向けて、市民の生涯学習活動の着実な推進を図ってきました。

そして、平成25年10月には八王子市生涯学習審議会に『八王子市の生涯学習の振興方策について』を諮問し、平成26年6月、生涯学習施策の方向性を示した答申を受けました。今後は、この答申を踏まえ、前プランの期間中に生じた社会環境の変化に起因する新たなニーズや課題に対応した生涯学習施策の推進が求められます。

## 2 前プランにおける取組

### (1) 前プランの成果と課題

「八王子市生涯学習審議会」及び「八王子市生涯学習推進本部」では、前プランの計画期間中に実施された生涯学習に関連する市の各事業を対象に、調査・審議・評価を行ってきました。ここでは、前プランに掲げた6つの生涯学習推進の柱ごとの成果と課題についてまとめました。

前プランの推進の柱	成果と課題
1 個性をいかした学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所管において多種多様な事業を実施し、多くの学習機会を提供しました。</li> <li>・市民協働の視点から、市民が企画・参画する事業をさらに増やし、市民の発想や学習ニーズがより反映された地域性を活かした事業を実施していく必要があります。</li> </ul>
2 身近な学習拠点の有効活用と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習センターや図書館の通年開館・夜間開館など、生涯学習関連施設の利便性向上を図りました。</li> <li>・市政世論調査の結果では、こうした取組に対する市民の認知は十分とは言えず、施設の有効活用のため、さらに周知・啓発を行う必要があります。</li> <li>・「学園都市八王子」の特色を活かした大学との更なる連携が必要です。</li> </ul>
3 生涯学習活動への支援と協働による学習活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体や NPO 法人、大学や企業と連携した、より地域に根付いた事業を実施しました。</li> <li>・市の生涯学習関連事業のおよそ 4 割が市の単独で実施されており、市民や市民団体と連携・協働する余地があるものについては、その力を積極的に活かした事業を展開していく必要があります。</li> <li>・連携・協働のパートナーとして、市民の生涯学習活動を支援し、学んだ成果がまちづくりに活かされる生涯学習の推進を図っていく必要があります。</li> </ul>
4 成果を実践する機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の学習成果の発表の場として、文化的なイベントやスポーツ大会など、さまざまな事業を実施しました。</li> <li>・地域活動やボランティア活動への参画や、市民との協働による学習を通じた地域課題の解決など、学んだ成果を地域で活かす、市民と協働したまちづくりをさらに進めていく必要があります。</li> </ul>

前プランの推進の柱	成果と課題
5 社会的条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習活動に関わるコーディネーターやボランティアの人材養成講座を実施しました。</li> <li>・高齢者や障害者も安心して参加できる学習機会の提供、男女共同参画に関する事業を継続的に実施しました。</li> <li>・人材育成やボランティア活動への支援をさらに進め、より多くの市民が生涯学習活動に参加できるよう取り組むことが求められており、年齢・性別・障害の有無にかかわらず学ぶことのできる事業の実施に引き続き取り組む必要があります。</li> </ul>
6 情報収集と提供のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習事業を実施する市の各所管が、『広報はちおうじ』や、市のホームページを活用し、生涯学習情報を提供しました。</li> <li>・事業を実施する各所管が、個々に発信している生涯学習情報の整理と集約を行い、市民が容易に情報を得て学習活動に参加することができるよう、情報発信について改善を図る必要があります。</li> <li>・市が実施する事業だけでなく、市内のさまざまな主体が実施する学習活動の情報を収集し、市民に分かりやすく提供することも課題となっています。</li> </ul>

## (2) 主な講座等の状況

主な講座等を見ると、八王子学園都市大学（いちよう塾）の受講者数では減少が見られますが、生涯学習センターの講座等受講者数や、はちおうじ出前講座の受講者数は増加が見られました。

### ①生涯学習センターの講座等受講者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受講者数(人)	12,594	11,172	14,961	22,078	23,299

### ②八王子学園都市大学（いちよう塾）の受講者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受講者数(人)	8,220	7,704	7,110	5,494	4,903

### ③はちおうじ出前講座の受講者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受講者数(人)	209,141	232,646	278,517	294,984	291,423

### (3) 主な生涯学習施設等の利用状況

一部の施設で平成23年3月の東日本大震災に伴う施設の休業などの影響が見られますが、生涯学習センターは毎年約30万人、図書館は毎年約160～180万人が利用しています。市民センターは市民交流の場として位置づけられています。毎年約200万人の市民がサークル活動やスポーツ・レクリエーション活動を行っています。また、子どもの安全・安心な居場所づくりと学びの機会の提供を目的に、市内の各小学校区で実施する放課後子ども教室は、実施校数と実施日の拡大に伴い、毎年利用者が伸び続けています。

#### ①生涯学習センターの利用状況（クリエイトホール及び2分館）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	319,288	311,454	271,580	297,537	302,488

#### ②図書館の利用状況（図書館4館及び1分室）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入館者数(人)	1,861,213	1,791,034	1,672,982	1,706,995	1,676,411

#### ③こども科学館の利用状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入館者数(人)	73,119	77,699	91,421	92,301	88,571

#### ④郷土資料館の利用状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入館者数(人)	29,683	26,448	28,776	27,209	21,393

#### ⑤市民センターの利用状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	2,081,369	1,984,629	1,929,273	2,069,057	2,025,821

#### ⑥スポーツ施設の利用状況（市民体育館、甲の原体育館、屋外運動施設）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	1,527,136	1,555,121	1,508,252	1,700,884	1,712,349

#### ⑦放課後子ども教室の利用状況

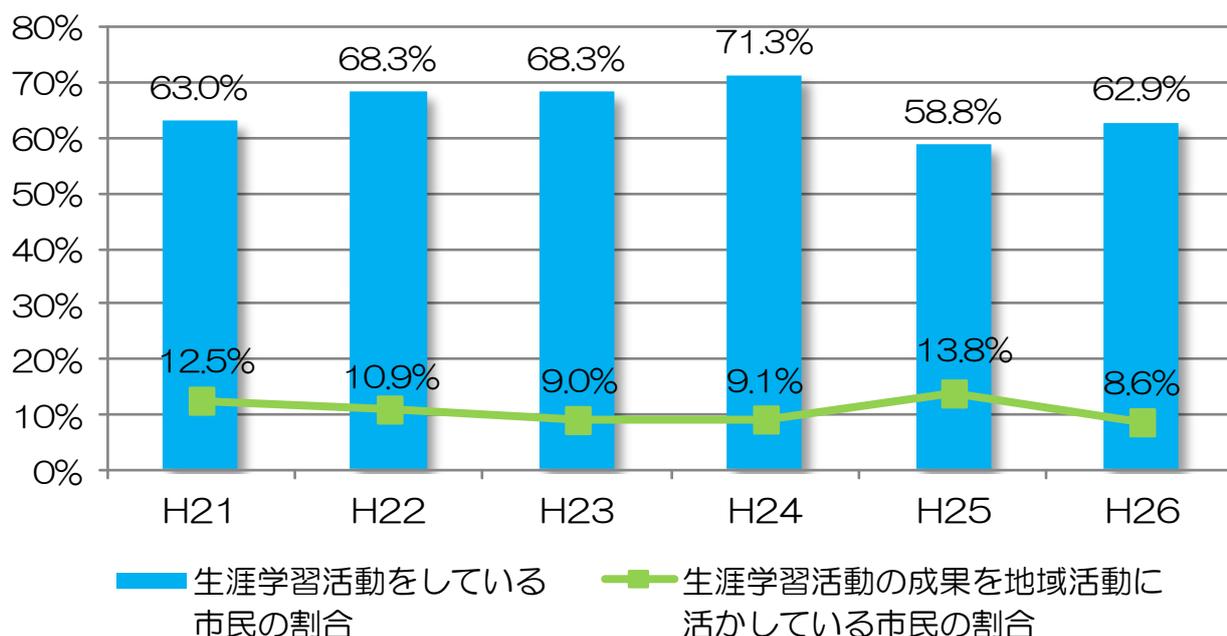
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	82,422	153,328	182,408	309,554	342,237

### 3 市民の生涯学習の取組状況

#### (1) 取組状況

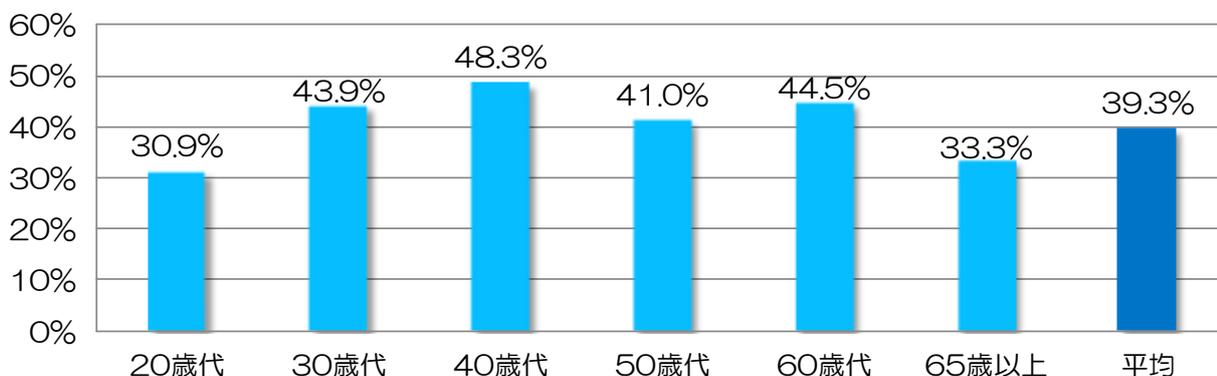
市民の生涯学習の取組状況を市政世論調査で見ると、生涯学習活動をしている市民の割合は平成24年に70%を越えましたが、平成25年に12.5ポイント低下し、平成26年には4.1ポイントの回復が見られました。また、生涯学習活動の成果を地域活動に活かしている市民の割合は、調査を始めた平成21年から10%前後で毎年推移しています。

市民の生涯学習の取組状況



「学習活動に取り組んでいない」という回答は、30歳から64歳までのいわゆる「現役世代」と言われる年代で平均より高い傾向にあります。

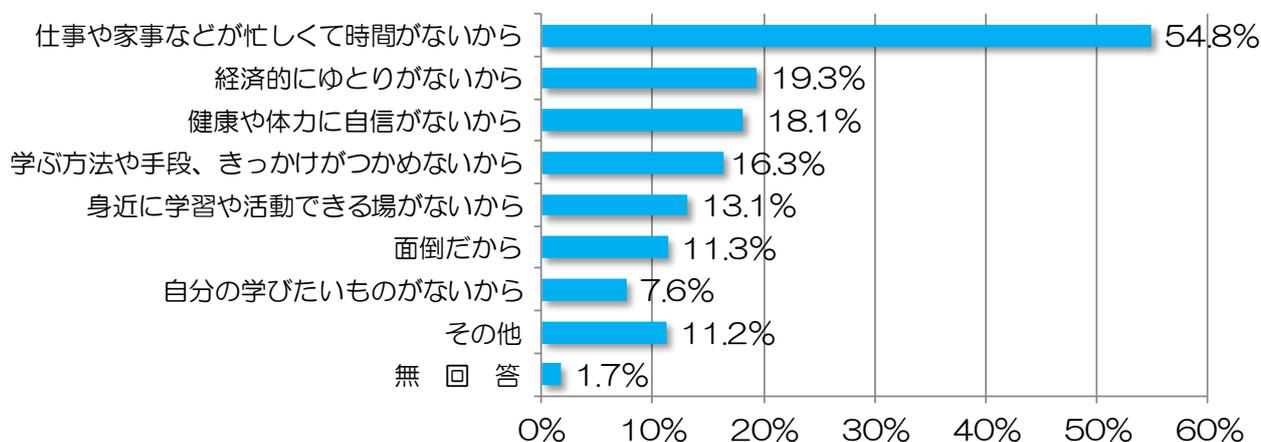
生涯学習活動に取り組んでいない人の割合【年齢別】



市ホームページ 第45回（平成25年）市政世論調査「生涯学習について」クロス集計表より

「生涯学習活動に取り組んでいない」と回答した市民のうち、その理由として最も多いのが「仕事や家事などが忙しくて時間がないから」で、次に「経済的にゆとりがないから」となっています。

### 生涯学習活動に取り組んでいない理由



第45回（平成25年）市政世論調査「生涯学習について」より

## （2）数値目標

『八王子ビジョン2022』では、生涯学習活動をしている市民の割合を平成34年度に90%に、また生涯学習活動の成果を地域活動に活かしている市民の割合を平成34年度に40%にすると目標設定しています。

施策に対する指標	現状値	目標値	
		平成29年度	平成34年度
生涯学習活動をしている市民の割合	62.9% (平成26年度)	80%	90%
生涯学習活動の成果を地域活動に活かしている市民の割合	8.6% (平成26年度)	25%	40%

今後は、市民がいつでもどこでも学ぶことができる環境を整備し、学びの成果がまちづくりの中で活かされ、地域や社会の中で活動する市民が増加する施策を推進していく必要があります。

## 第3章 生涯学習推進のための視点

八王子市生涯学習審議会や八王子市生涯学習推進本部における、これまでの生涯学習推進施策の取組結果の検証・評価及び生涯学習審議会の答申を踏まえ、生涯学習のさらなる振興のために必要となる「新たな視点」や、前プランから引き続き取り組むべき「継続的課題」を、このプランに盛り込んでいきます。

### (1) 子どもの頃から始める学びの基礎づくり（新たな視点）

就学前や学校教育の期間など、生涯の早い時期に、遊び、体験などを通して学ぶ習慣を身に付けることは、その後の自発的・主体的な学習活動の基礎となります。子どもたちがさまざまな機会にさまざまな人と交流し、社会に関心を持ち、生きる力を育むことができるよう学びの機会を充実させます。

### (2) 現役世代の生涯学習に対する配慮（新たな視点）

「現役世代」は、仕事や子育てなどのさまざまな事情により、学習活動をしづらい状況にあります。市政世論調査の結果でも、他の年代に比べて学習活動を行っている割合は低くなっています。学習活動に取り組めない理由として「仕事や家事などが忙しくて時間がないから」、「経済的にゆとりがないから」という回答が上位となっています。

現役世代が忙しい中でも学ぶことができるよう、講座などの実施にあたっては、ニーズに合ったテーマ、参加しやすい時間と場所、インターネットを活用した講座・周知などに取り組みます。また、経済的な面については、誰もが手軽な負担で生涯学習活動が行えるよう、学習機会の提供と周知に取り組みます。

### (3) 高齢者の力を活かす（新たな視点）

平成26年9月の時点で、市内の65歳以上の人口の割合は24.0%となっています。一方、厚生労働省の統計では日本人の健康寿命（日常的介護を必要とせず、自立した生活ができる年齢）は75歳を超えています。少子高齢社会が急速に進展する現在、地域活動の担い手の中心となっているのは、現役を退いた高齢者世代です。また、高齢者が健康に暮らせることは、社会にとって必要不可欠でもあります。「地域の中で活動したい」、「自分の持っている知識・技能を活かしたい」と望む高齢者がいきいきと生きがいを持って活躍できるよう、趣味・教養講座やスポーツ・健康づくり事業の提供のほか、ボランティアの育成、学んだ成果を発揮できる場と機会の提供に取り組みます。

#### (4) 市民との協働によるネットワーク型生涯学習の推進（継続的課題）

市民の生涯学習活動は、民間の教育機関のほか、大学の公開講座、NPO法人や企業の社会貢献の一環としての教育活動など広範にわたっています。市民の学習活動を一層支援するためには、市が講座などを単独で行おうとする体制から転換していく必要があります。

市は地域に23の大学等を有する学園都市であり、生涯学習活動に関わる市民団体やNPO法人、社会貢献活動に取り組む企業も多数あることから、これらの団体などとの連携と協働が不可欠です。

市は連携と協働の主体であるとともに、「市民がつながる生涯学習」の実現のため、人とひと、組織と組織をつなぐコーディネーター機能の強化に取り組み、ネットワーク型の生涯学習をさらに推進します。また、生涯学習活動を実践する市民団体や、NPO法人などと連携した、新たな生涯学習のしくみづくりに取り組みます。

#### (5) 学びの成果を活かす（継続的課題）

市民の誰もが生涯を通じて学び、一人一人の人生が豊かになり、学んだ成果が個人にとどまらず、学びを通じた人とひととの交流に発展し、地域の活性化とまちづくりにつながることも、市が生涯学習の振興に取り組む大きな目的のひとつです。

プランにおける「学びの成果を活かす」とは、文化芸術活動の発表やスポーツ・レクリエーション行事への参加以外にも、地域活動・ボランティア活動への参加、市と市民の協働による地域課題の解決、学んだ知識や技能の普及・継承などを含みます。

市は、市民一人一人の学びの成果を次の一歩につなげることができるよう、学習機会の充実に向けた取組を進めます。

#### (6) 共同参画、共生社会の実現（継続的課題）

男女が互いに立場を尊重し、支え合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、学習機会の提供などを通じ、啓発を図ります。また障害の有無、性別・国籍の違いにかかわらず学び、社会参画できるよう、障害者のための学習機会の提供や、外国人の学びを支援する事業に取り組みます。

#### (7) 分かりやすい生涯学習情報の収集と提供（継続的課題）

市では、生涯学習に関する情報について『広報はちおうじ』のほか、インターネットによる施設予約、講師・団体の登録システム、講座・イベント情報の提供を行っています。

一方で、事業実施所管ごとに発信する情報がホームページ上で分散しているなど、学びたい市民にとって情報が探しづらく、分かりづらい面があります。

講座を受けたい市民、サークルや指導者を探している市民、ボランティア活動に関心のある市民などが、簡単に情報を探ことができ、手軽に生涯学習活動に参加できるよう、情報の一元化などに取り組みます。

# 第4章 生涯学習プランの推進施策

## 1 プランの基本理念

### 基本理念

市民・地域とともに高めあう 学びのまち  
～みんなが まなぶ いかす つながる～

## 2 めざす姿

『八王子ビジョン2022』の6つの都市像のひとつ「生き生きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」及び、その基本施策「学びを活かせる生涯学習の推進」の実現に向け、市民の誰もが、いつでも、どこでも学ぶことができる環境整備が進み、学びを通じた人とひととの交流やつながりが生まれ、学んだ知識や経験を社会で活かすことができる“生涯学習のまち八王子”をめざす姿とします。

このめざす姿を踏まえ、本プランの基本理念を「市民・地域とともに高めあう 学びのまち」と定め、市が市民や地域の多様な主体と連携・協働して、ともに生涯学習施策を推進し、学びのまち八王子として発展していきます。

### 3 プランの基本施策

基本理念の実現をめざし、生涯学習推進のための基本的な施策として、「1 子どもの頃から始める学びの基礎づくり」、「2 誰もがいつでもどこでも学べるしくみづくり」、「3 学習成果を活かし市民がつながる生涯学習の推進」、「4 生涯学習環境の充実」を設定し、それぞれの課題解決に向けた施策の方向性を整理します。

#### 1 子どもの頃から始める学びの基礎づくり

子どもたちが健やかに育ち、豊かな人生を歩むための基礎づくりとして、子どもたちに学びと体験の機会を提供します。また、家庭での教育を支援するとともに、地域とつながる学校づくりを支援し、地域や市民団体、NPO 法人、学校、企業などと連携・協働して、地域全体で子どもの学習・体験活動を充実させていきます。

#### 2 誰もがいつでもどこでも学べるしくみづくり

誰もが、いつでも、どこでも生涯にわたり学ぶことができるよう、読書やスポーツ・レクリエーションをはじめ、多様な学習の機会をさまざまな場所で提供します。市民が持っている知識と経験が活かされるよう、市はコーディネーターとしての役割を果たし、学習の内容を充実させていきます。

#### 3 学習成果を活かし市民がつながる生涯学習の推進

生涯学習を通じて得た知識や経験が個人にとどまらず、社会や地域での活動に活かされ、人とひととの交流が新たな学びや生きがいをもたらすという学習成果の循環をめざします。この循環の実現のため、ボランティア・指導者の育成やイベントの実施を通じて市民のネットワークづくりを支援し、市民団体やNPO 法人などと連携・協働した、新たな生涯学習のしくみづくりに取り組みます。

#### 4 生涯学習環境の充実

生涯学習活動を始めたい市民、学習をより深めたい市民などに対し、講座、サークル活動、ボランティア参加などの情報を分かりやすく提供するとともに、相談体制を拡充させます。また、生涯学習施設、市民センター、各種スポーツ施設、学校施設など、市の有する施設を積極的に市民に提供するとともに、大学や企業などと連携し、市民の学習の場がさらに広がるよう、生涯学習環境の充実を図ります。

## 八王子市生涯学習プラン

### 基本理念

市民・地域とともに高めあう 学びのまち  
～みんなが まなぶ いかす つながる～

まなぶ  
誰もが、いつでも、  
どこでも学習できる

いかす  
学んだ知識や  
経験を活かす

つながる  
人とひととの交流や  
つながりが生まれる

### 基本施策

- 1 子どもの頃から始める学びの基礎づくり
- 2 誰もがいつでもどこでも学べるしくみづくり
- 3 学習成果を活かし市民がつながる生涯学習の推進
- 4 生涯学習環境の充実

## 1 子どもの頃から始める学びの基礎づくり

1-1 生きる力を育む子どもの学びと体験の充実

1-2 家庭教育の支援

1-3 学校教育活動の支援

1-4 地域の教育力を活かす・高める

## 2 誰もがいつでもどこでも学べるしくみづくり

2-1 身近で多様な学習機会の提供

2-2 読書のまち八王子の推進

2-3 八王子の特色を活かした文化芸術の振興

2-4 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

2-5 高齢者の生きがいづくり

2-6 共同参画・共生社会の実現

## 3 学習成果を活かし市民がつながる生涯学習の推進

3-1 人材の育成と活躍の場の提供

3-2 学びの成果を活かす機会の充実

3-3 市民との協働による地域の活性化

## 4 生涯学習環境の充実

4-1 生涯学習情報の収集と発信

4-2 相談体制の拡充

4-3 施設の有効活用と開放

# 1 子どもの頃から始める学びの基礎づくり

1-1 生きる力を育む子どもの学びと体験の充実

1-2 家庭教育の支援

1-3 学校教育活動の支援

1-4 地域の教育力を活かす・高める

## 施策の方向性

子どもは成長過程のさまざまな機会でさまざまな人々と関わり、人間関係や社会での経験を積み重ねることで、生きる力を育みます。市民が生涯にわたって学び続け、学んだ成果を社会で活かすことができる生涯学習社会の実現のため、人間形成の基礎となる幼児期や学齢期のうちから、学びの基礎・学ぶ習慣を身に付けることが重要です。

子どもたちが健やかに育ち、豊かな人生を歩むための基礎づくりとして、家庭での教育を支援し、今まで以上に学校と地域が連携し、多様な学習機会を提供していきます。

### ● 現状と課題 ●

こども科学館、生涯学習センター、児童館など、さまざまな所管が各種講座や自然体験のほか、スポーツイベントなどを実施し、子ども・親子に学習と体験の機会を提供しています。子ども家庭支援センター、保健福祉センターでは、親子を対象に家庭での教育を支援する講座を実施しています。また、市の施設や市内の子育て応援企業における職場体験・職場見学など、社会を学び、職業観を養う取組を学校と連携して行っています。そして、保護者や地域、学校が連携して「放課後子ども教室」を実施し、放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保するとともに、地域の方の協力により学習活動にも取り組んでいます。

今後は、地域や市民団体、NPO法人、学校、企業などと新たな連携・協働を図り、地域とつながる学校づくりを支援し、子どもたちや家庭に対し、一層充実した学習機会を提供していく必要があります。

### ● 関連する計画 ●

第2次八王子市教育振興基本計画、第3次八王子市子ども育成計画、第3次読書のまち八王子推進計画、八王子市スポーツ推進計画、第2次八王子市環境基本計画 ほか

## ● 施策の展開 ●

### 1-1 生きる力を育む子どもの学びと体験の充実

市は、さまざまな分野の講座、自然体験、スポーツイベント、作文や絵画のコンクール、海外交流・都市間交流、食育推進活動などを通じて、子どもたちに多様な学びと体験の機会を提供します。また、環境問題や国際理解など、現代的な課題を扱った学習機会を提供し、子どもたちが持続可能な社会の担い手となるよう ESD※にも取り組みます。事業の実施にあたっては、地域の大学との連携をはじめ、市民の持つ知識・技能を活かし、協働による学習機会の充実をめざします。

※ESD … Education for Sustainable Development の略で、持続可能な社会を支える担い手を育てる教育のこと。（現代社会のさまざまな課題を自らの問題と捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動のこと。）

#### 【主な取組】

- こども科学館、生涯学習センター、児童館などにおける各種講座・教室の実施
- 自然体験・観察やスポーツなど体験型学習の提供
- 青少年の海外交流・都市間交流の実施



▲浅川における自然体験・環境学習



▲太陽光パネルのしくみを学ぶ環境教育



▲北海道白糠町との小学生交流



▲こども科学館における科学体験

## 1-2 家庭教育の支援

家庭内のルールづくりや年中行事を通じて家族の絆を深め、家族の会話やコミュニケーションを大切にする取組を推進するとともに、子どもたちが家庭で基本的な生活習慣・学習習慣を身に付けられるよう、子ども家庭支援センターの子育てひろばや、保健福祉センターをはじめ、市のさまざまな施設で家庭教育に関する講座・講演会を実施します。

また、親子で楽しみながら学ぶことができるイベントや、保護者の学びを支援する学習機会の拡大を図り、子育てサークルなど多様な場を活用し、家庭への効果的な支援を充実させます。さらに、教育・保育施設や学校など、保護者が集うさまざまな機会を通じて家庭教育についての啓発を推進していきます。

### 【主な取組】

- 各施設における子育て・家庭教育関連講座の提供
- 家庭教育を支援するボランティアやコーディネーターの育成
- 教育・保育施設、学校などにおける「八王子市の家庭教育8か条」の普及啓発



▲子育てをサポートする講座・講習の実施



▲子育てひろば事業

## 1-3 学校教育活動の支援

学校における子どもへの教育は、教員が実践するだけではなく、保護者や地域のボランティア、企業、大学、市の生涯学習施設などによる教育活動支援が必要です。教育支援人材バンクのボランティアによる学校支援、企業や大学の持つ専門性を活かした教室などを実施するとともに、これらの取組が機能するためのしくみづくりを進めます。

### 【主な取組】

- ボランティアの教育支援人材バンクへの登録促進
- 学校の教育支援ボランティアを取りまとめる学校支援事務局の全校配置
- 郷土の伝統芸能や歴史の理解による郷土愛教育の推進



▲学習補助や児童の安全など、さまざまな場面で学校教育活動を支援

## 1-4 地域の教育力を活かす・高める

保護者や地域、高齢者、NPO法人などの参画により実施する放課後子ども教室、大学や企業と連携した子どものためのイベントや学習機会の提供など、八王子の地域全体で子どもの学習・体験活動を充実させます。放課後子ども教室の実施にあたっては、国の『放課後子ども総合プラン』※に基づき、学童保育と一体的・連携した運営により、学校施設などを活用した放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりに取り組めます。

これらの取組の拡大により、地域の教育力がさらに高まり、おとなたちのつながりや世代間交流が生まれ、地域の結びつきが深まることをめざします。

※『放課後子ども総合プラン』…全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ（学童保育所）と放課後子ども教室の計画的な整備を進めることを目的に策定された国の計画。

### 【主な取組】

- 放課後子ども教室の充実
- 子育て応援企業と連携した学習機会の充実
- 大学の力を活かした学習機会の充実



▲地域の力を活かした放課後子ども教室



▲地域の企業の協力による職場見学

## 2 誰もがいつでもどこでも学べるしくみづくり

2-1 身近で多様な学習機会の提供

2-2 読書のまち八王子の推進

2-3 八王子の特色を活かした文化芸術の振興

2-4 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

2-5 高齢者の生きがいつくり

2-6 共同参画・共生社会の実現

### 施策の方向性

誰もが、いつでも、どこでも生涯にわたり学ぶことができるよう、読書やスポーツ・レクリエーションをはじめ、多様な学習の機会をさまざまな場所で提供します。市民が持っている知識と経験が活かされるよう、市はコーディネーターとしての役割を果たし、学習の内容を充実させていきます。

#### ● 現状と課題 ●

生涯学習の推進のため、さまざまな講座・講習を実施しています。また、多くの大学を有する本市の特色を活かした八王子学園都市大学いちょう塾や、市民団体と協働したイベントの開催、はちおうじ出前講座の実施など、さまざまな形態の学習機会の提供に取り組んでいます。

また『読書のまち八王子推進計画』を策定し、市民が生涯にわたって読書に親しめる環境づくり、近隣市図書館との広域連携、地区図書室の支援、家庭・学校での読書活動の支援などの事業を行い、市民の読書活動を支援しています。

市はこれらの取組を通じて、市民の学びを支援してきましたが、今後は、市民団体やNPO法人、大学、企業などとの連携・協働をさらに進め、市民が持っている力をより一層活かした学習機会の拡充が求められます。

#### ● 関連する計画 ●

第3次読書のまち八王子推進計画、八王子市文化振興計画、八王子市スポーツ推進計画、第2次八王子市環境基本計画、八王子市地域福祉計画、男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）、八王子市多文化共生推進プラン ほか

## ● 施策の展開 ●

### 2-1 身近で多様な学習機会の提供

生涯学習センターにおける各種講座、八王子学園都市大学いちょう塾など、学びたい方のニーズに応え、多様な学習機会を提供します。また、はちおうじ出前講座を充実させ、地域の身近な場所での学習を支援します。学習のテーマについては、環境問題や国際理解など現代的な課題を取り上げ、ESDにも取り組みます。事業の実施にあたっては、地域の大学との連携により、大学が持つ資源の活用を図るとともに、市民の持つ知識・技能を活かした協働による学習機会の充実をめざします。

#### 【主な取組】

- 生涯学習センターにおける講座の提供
- 八王子学園都市大学いちょう塾の運営
- はちおうじ出前講座の充実



▲学園都市大学いちょう塾

### 2-2 読書のまち八王子の推進

市では、市民の誰もが日常生活の中で手軽に本にふれる環境を整備し、読書に親しみ、読書を通じて豊かな人間性を育めるまちづくりをめざしています。『第3次読書のまち八王子推進計画』に基づいて、ブックスタートやおはなし会など、家庭・地域・学校で読書を楽しめる事業の実施、ボランティア研修など読書活動に関わる人への支援、電子書籍の導入をはじめとするICT※の活用に取り組みます。また、高齢者施設への出張図書館、障害者への宅配サービスなど、特別な支援を必要とする人も読書に親しめる環境の充実をめざします。

※ICT …Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

#### 【主な取組】

- 家庭・地域・学校で読書を楽しめる事業の推進
- ボランティア研修など読書活動に関わる人への支援
- 電子書籍の導入をはじめとするICTの活用



▲図書館サポーターによる読み聞かせ



▲高齢者施設への出張図書館

## 2-3 八王子の特色を活かした文化芸術の振興

市内の文化施設において、音楽や美術作品の鑑賞など優れた芸術作品に市民が触れる機会を提供し、市民が文化に親しみ、主体的な文化活動が行われるよう取り組みます。また、本市が有する豊かな自然、伝統文化、史跡など、八王子独自の自然・歴史資源を活用した学習活動を推進するとともに、『八王子市文化振興計画』と連携し、事業を展開します。

### 【主な取組】

- コンサート・演劇、美術鑑賞など文化芸術に親しむ事業の実施
- 文化財・歴史理解のための学習機会の提供
- 郷土の伝統芸能の学習機会の提供と継承



▲八王子車人形

## 2-4 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

関連計画である『八王子市スポーツ推進計画』に基づき、市民の一人一人が、生涯を通じ健康でいきいきと暮せるように、また、スポーツを通じた地域の活性化をめざします。目標の実現のため、市は地域、市民団体、NPO 法人、学校、企業と連携してスポーツ・レクリエーションの機会を提供し、誰もがスポーツに親しめる環境を整備していきます。

### 【主な取組】

- 各種スポーツ教室・講座の実施
- 総合型地域スポーツクラブの支援
- 全国規模の大会誘致などスポーツツーリズムの取組、市の特性を活かしたアウトドアスポーツイベントの開催



▲するスポーツ



▲見るスポーツ



▲支えるスポーツ

## 2-5 高齢者の生きがいづくり

高齢者が地域活動に参加し、生きがいを持って日常生活の中で学習やスポーツなどに親しみ、健康に暮らせるよう、高齢者のニーズに合った運動教室や講座などを実施し、地域でのスポーツ・レクリエーションの場と機会の充実を図ります。

### 【主な取組】

- スポーツ施設、保健福祉センターにおける健康づくり事業の実施
- 生涯学習センター、保健福祉センターなどにおける各種講座の実施
- シニア元気塾におけるボランティア・コーディネーター養成の推進



▲健康体操の教室



▲シニアのためのパソコン教室

## 2-6 共同参画・共生社会の実現

性別・国籍の違いや、障害の有無にかかわらず、学びや社会参画ができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた学習機会の提供、外国人の学びの支援、障害者のための学習機会の提供に取り組みます。

### 【主な取組】

- 男女共同参画に関する講座の実施
- 障害者のための講座・教室の提供
- 多文化共生を推進する人材の育成と外国人のための学習支援の推進



▲男女共同参画に関する講座



▲外国人のための防災訓練

### 3 学習成果を活かし市民がつながる生涯学習の推進

3-1 人材の育成と活躍の場の提供

3-2 学びの成果を活かす機会の充実

3-3 市民との協働による地域の活性化

#### 施策の方向性

生涯学習を通じて得た知識や経験が、自己の学びにとどまらず、社会や地域での学習活動に活かされることにより、人とひととの交流が生まれ、その交流が新たな学びや生きがいをもたらすという学習成果の循環をめざします。

この循環の実現のため、ボランティアや指導者の育成、そしてイベントの実施を通じて市民のネットワークづくりを支援し、市民団体や NPO 法人などと連携・協働した、新たな生涯学習のしくみづくりに取り組みます。

#### ● 現状と課題 ●

市民が主体の生涯学習社会を実現するため、「生涯学習コーディネーター入門講座」、「アクティブ市民塾」、「市民活動支援講座」などの人材育成講座のほか、手話・点字・傾聴・図書などの各種ボランティア育成講座を実施しています。また、「生涯学習フェスティバル」、「八王子市民スポーツ・レクリエーション大会」などのほか、さまざまなイベントの開催を通して、市民が日頃の成果を発表し交流する場や機会を設けています。行事の実施にあたっては、市民団体や NPO 法人などが共催・協力・実行委員会などの形態で協働しています。

今後は、市民のみなさんの知識・経験が家庭・学校・地域で活かされるよう、学んだ人とその力を必要としている人とを結び付け、活動の場や機会をより多く作ることが求められています。

#### ● 関連する計画 ●

第3次読書のまち八王子推進計画、八王子市文化振興計画、八王子市多文化共生推進プラン、八王子市スポーツ推進計画、八王子市地域福祉計画 ほか

### 3-1 人材の育成と活躍の場の提供

市民と地域が主体となり、市民との協働による生涯学習社会の実現のため、市民活動を支援・活性化させる各分野のコーディネーター・指導者の育成、ボランティアの養成を推進します。また、学んだ成果をそれぞれの地域で発揮できるよう、市と協働する市民団体の育成と支援に取り組み、市民団体の持つ力をさらに活かした連携・協働による新たな生涯学習のしくみづくりに取り組みます。

#### 【主な取組】

- 生涯学習、高齢者活動、子育て支援、読書活動などの各分野のボランティア・コーディネーターなどを養成する事業の実施と活動団体への参加促進
- 市との連携事業実施による生涯学習関係団体の活性化と関係団体間のネットワーク化の支援



#### 市と協働する市民団体

市と協働し、市と地域の間でさまざまな活動を支援する市民団体は「中間支援組織」と呼ばれています。八王子市の生涯学習にかかわる主な団体と、その活動を以下にご紹介します。八王子市では、ほかにも多くの団体が活動しており、生涯学習の施策の推進を支えています。

##### ○八王子生涯学習コーディネーター会

市が実施する「生涯学習コーディネーター入門講座」の修了生が設立した団体で、市との協働による講座・イベントの実施、高齢者施設や学校での学習支援活動などを行っています。

##### ○社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

ボランティア活動の推進を図ることを目的に、八王子市ボランティアセンターを設置運営し、ボランティアの相談や紹介・支援・育成、ボランティア活動の普及・啓発に取り組んでいます。

##### ○NPO法人 八王子市民活動協議会

八王子市市民活動支援センターの指定管理者として、まちづくり、環境、教育、福祉、国際交流、文化、スポーツなど、あらゆる分野の公益的な市民活動を支援するとともに、市民活動に関する相談、情報提供、講座の実施、団体間のネットワークづくりに取り組んでいます。

##### ○子育て応援団 Bee ネット

子育てボランティアを育成・支援し、地域で子育てを支えるしくみです。身近な地域で子育てを応援したい人が登録し、地域子ども家庭支援センターが、ボランティアの受け入れを希望する子育て関係の団体や施設とのコーディネートを行います。

##### ○八王子センター元気

市の委託を受けて八王子市高齢者活動コーディネートセンターを運営するボランティア団体です。永年の貴重な経験・特技などを持つ高齢者と、地域の人々や、学校・福祉施設等をつなぐ役割を担っています。

### 3-2 学びの成果を活かす機会の充実

文化活動やスポーツ・レクリエーションなど、日頃のさまざまな学習活動の成果を発表する機会を充実させます。こうした行事が成果発表のみにとどまらず、参加した市民の新たな学習活動のきっかけとなるよう、参加者体験型・交流型の行事など学習機会の充実をめざします。

#### 【主な取組】

- スポーツ、レクリエーション活動の成果を発表し、交流する機会の充実
- 文化芸術活動の成果を発表し、交流する機会の充実
- イベント実施における参加者体験型プログラムの促進

### 3-3 市民との協働による地域の活性化

市民団体、NPO 法人、大学、企業、ボランティアなどと連携・協働して啓発イベントや各種のまつりなどの行事を開催します。啓発イベントでは環境、食育、消費生活、国際交流など現代的・地域的な課題に対する市民の関心を喚起し、また「八王子まつり」など大規模な地域行事を通じて、市民交流を活性化させます。

#### 【主な取組】

- 環境、国際交流、消費生活、食育など啓発型イベントの実施
- 市民と協働した八王子まつりなどの市民交流を活性化させるイベントの実施
- 市民センター、児童館など身近な施設での市民交流イベントの実施



▲生涯学習フェスティバル



▲食育フェスティバル



▲八王子まつり



▲国際交流フェスティバル

## 4 生涯学習環境の充実

### 4-1 生涯学習情報の収集と発信

### 4-2 相談体制の拡充

### 4-3 施設の有効活用と開放

#### 施策の方向性

生涯学習活動を始めたい市民、学習をより深めたい市民などに対し、講座、サークル活動、ボランティア参加などの情報を分かりやすく提供するとともに、相談体制を拡充させます。また、生涯学習施設、市民センター、各種スポーツ施設、学校施設など、市の有する施設を積極的に市民に提供するとともに、大学や企業などと連携し、市民の学習の場がさらに広がるよう、生涯学習環境の充実を図ります。

#### ● 現状と課題 ●

広報紙、チラシ、市ホームページなどさまざまな媒体で、市が実施する生涯学習情報を提供しています。広報紙は『広報はちおうじ』、『はちおうじの教育』のほか、図書館報『らいぶらりい』、外国人向け情報誌『Ginkgo』などがあり、市や市と協力する団体の学習情報を提供しています。市のホームページではイベント・講座の情報、施設予約、講師・サークル情報を提供し、図書館ホームページでは蔵書検索、本の予約・リクエスト受付を行っていますが、これらの情報がサイト上で分散しており、利用者に対して分かりやすく集約された情報を提供することが課題となっています。

また、市民の生涯学習・生涯スポーツを推進するため、生涯学習センターや市民センター、各種スポーツ施設を提供しています。また、学校施設についても多くの学校で校庭や体育館の市民団体への開放を行っています。

今後は、児童・生徒などの個人情報の保護を含め、安全性を十分に確保したうえで、学校施設の活用など、より市民に身近な施設の有効活用を拡大・充実させていく必要があります。

#### ● 関連する計画 ●

第2次八王子市教育振興基本計画、八王子市地域情報化計画、第3次読書のまち八王子推進計画、八王子市スポーツ推進計画、八王子市文化振興計画 ほか

● 施策の展開 ●

### 4-1 生涯学習情報の収集と発信

イベント・講座の情報、施設予約、講師・サークル情報などを広報紙・インターネットなど複数の媒体で分かりやすく提供し、市民の学習活動をサポートします。また、講座アンケートなどを通じた市民の学習ニーズの把握につとめるとともに、NPO 法人、大学、企業などの生涯学習活動の情報を収集し、市民に提供していきます。

また、フリーターや引きこもりの状態にある人の就労、ニート対策、社会的・職業的自立の促進のため、市や地域で行われる自立就労を支援する学習機会の情報発信、そして社会人となった後の学び直しや、スキルアップを求める人のためのリカレント教育※に関する情報の提供にも取り組みます。

※リカレント教育…社会人が必要に応じて働きながら、または仕事を離れ再び学校などの教育機関で受ける教育のこと。

【主な取組】

- 市域で行われる生涯学習活動に関する情報の収集と提供
- 広報紙、市ホームページを通じた市民に分かりやすい生涯学習情報の発信

The image shows a collage of photos from various community activities. Overlaid on the collage is a table titled '生涯学習センターの講座' (Courses at the Lifelong Learning Center) and a flyer for an event titled '夕やけ小やけ 忘れぬいの星の輝し' (Sunset and Dawn, The Shining Stars We Don't Forget). The table lists various courses with columns for course name, date, fee, and location. The flyer provides details for a specific event, including its date, time, and contact information.

▲広報はちおうじの講座・イベント情報

### 4-2 相談体制の拡充

市が収集した生涯学習情報を活用し、専門相談窓口やイベント会場での相談コーナーを通じて、生涯学習に関心のある市民が気軽に相談できる環境を整えます。講座の受講、サークル結成、活動場所の確保など、さまざまな問い合わせや相談に対し対応できる、専門の相談員などの人材を育成し、適切な案内と助言を行います。

【主な取組】

- 生涯学習に関する専門相談窓口の設置
- イベント開催時の学習相談コーナーの設置

### 4-3 施設の有効活用と開放

生涯学習センター、図書館、市民センター、各種スポーツ施設、学校施設など、市の有する施設を積極的に市民に提供し、市民の自主的な生涯学習活動を支援します。生涯学習センターの運営においては、市民団体や NPO 法人との協働による生涯学習をさらに推進します。また図書館事業においては、『第3次読書のまち八王子推進計画』に基づき、協力市民と連携した市民センター内の地区図書室の充実、地区図書室の図書館分室化、大学図書館の市民開放、近隣自治体との広域連携を進めることなどにより、読書に親しめる環境づくりの充実を図ります。

#### 【主な取組】

- 生涯学習・スポーツ・コミュニティ施設の提供と学校施設の地域開放の推進
- 市民団体や NPO 法人と協働した生涯学習センターの運営と市民協働の支援
- 市民センター地区図書室の利便性向上と、地区図書室の図書館分室化の推進



▲エスフォルタアリーナ八王子(総合体育館)



▲図書館北野分室



▲市民センターにおける生涯学習活動



▲学校施設の一般開放

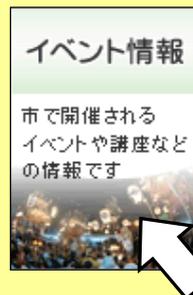


▲生涯学習センター（写真中央）、川口分館（同左）、南大沢分館（同右）



## 八王子市ホームページの活用を

八王子市のホームページでは、生涯学習に関わる講座やイベント情報を随時更新しています。トップページにある「イベント情報」のボタンをクリックすることで、日にちごとの講座やイベントの情報を簡単にアクセスできます。



イベント情報では、月ごとのイベントカレンダーを表示し、本日のイベントや現在募集中の講座や今後開催されるイベントを一覧表示しています。

各行事をクリックすることで、内容や開催日時、場所、費用、問い合わせ先などの詳細を見ることができます。

2015年3月のイベントカレンダー

前月へ 翌月へ 今月のカレンダー

2015年3月	イベント
1日(日曜日)	<a href="#">講座 フリーワーク広場「紙わんど工作」</a> <a href="#">その他 アマチュア無線特別局開局</a> <small>2015年3月1日から2015年5月6日まで</small>
2日(月曜日)	<a href="#">講座 家庭教育講座(子育て自主グループ共催)「みんながHappyでいられる場所～あなたたいコミュニケーションが生まれる家庭～」</a> <a href="#">講座 市民自由講座 楽しく学ぶ「短歌実作講座」</a>
3日(火曜日)	<a href="#">講座 平成26年度市民自由講座(南大沢分館)「島崎藤村: 人と作品」</a>
4日(水曜日)	<a href="#">講座 ゆうゆうシニア講座「シニアのための料理講座～春のハーブを楽しむ(料理編)～」</a> <a href="#">講座 40歳からのフレッシュアップ講座～心もからだも健康美人に～(2/16申込締切！)</a>
5日(木曜日)	<a href="#">講座 外国人のための日本語教室「JAPANESE LANGUAGE (木曜日夜間コース)」</a>

▲イベントカレンダーは随時更新されます

また、生涯学習施設の予約システム『生涯学習夢ネット』や、市に登録したサークル・講師情報を分野ごとにまとめた『情報広場』も、サイト内検索を利用することで、アクセスが容易になります。市は、今後さらに使いやすいホームページを実現するため、ホームページを改善していきます。



▲サイト内検索で「夢ネット」や「情報広場」と入力してください

### 八王子市施設予約システム

<p><b>ログイン</b></p> <p>利用番号 パスワード</p> <p><input type="button" value="ログイン"/> <input type="button" value="クリア"/></p> <p>※「00」から始まる10桁の番号は隣の「00」を 入れずに8桁で入力してください。</p> <p><a href="#">パスワードを忘れた方</a></p> <p><input type="button" value="ログインしなくても空き検索"/></p>	<p><b>お知らせ</b></p> <p>2015年01月29日 【スポーツ施設】スポーツ施設管理課の事務手続きを一時停止します。 <a href="#">続きを見る</a></p> <p>2014年12月24日 当日分の空き状況は各施設にお問合せ下さい。 <a href="#">続きを見る</a></p> <p>2014年10月14日 【スポーツ施設】市民体育館の休館(平成27年2月1日から)について <a href="#">続きを見る</a></p> <p>2014年07月09日 10月1日、18日のクワイエットホール利用休止について <a href="#">続きを見る</a></p> <p>2014年05月01日 地産地消推進事業「利用案内」を公開しました。 <a href="#">続きを見る</a></p>
---	---

▲生涯学習夢ネット（施設予約）

### 八王子生涯学習コーディネーター会

登録番号	3207
活動内容	八王子市民の生涯学習活動をサポートし、学習情報ならびに講座情報を提供する。
構成人員	40人
主な活動日時	毎月第1土曜日の午後2時～4時
主な活動場所	クワイエットホール、他
会員募集	あり
入会資格有無	あり
入会条件	教育委員会が主催する「生涯学習コーディネーター入門講座」修了者
入会金	0円
会費月額	3,000円
会費月額	0円
会費その他	0円

▲情報広場ではサークル・講師情報が閲覧できます

# 第5章 生涯学習プランの進行と管理

## 1 庁内体制

プランに掲げる生涯学習施策を推進するためには、教育部門だけではなく、福祉、保健、医療、子ども、環境、産業振興など、さまざまな分野の計画・事業実施所管と連携し、学習、啓発、市民協働の取組を行っていく必要があります。庁内においては「生涯学習推進本部」を設置し、全庁的な体制のもとにプランを推進し、本市における生涯学習社会の実現をめざします。

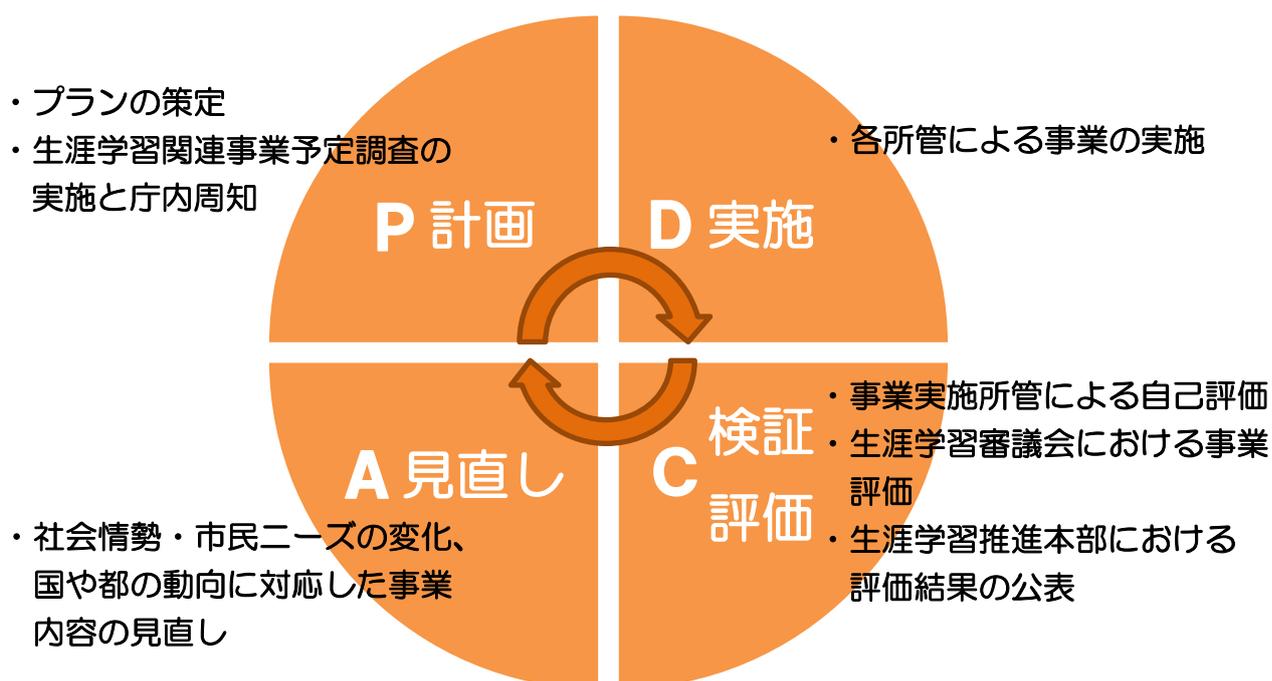
また、市民委員や学識経験者で構成する「生涯学習審議会」を開催し、市民感覚を反映した生涯学習の振興に関する施策の審議、生涯学習に関する施策及び事業の検証と評価を行います。

## 2 事業の点検と評価

プランに基づく生涯学習の取組は、年度ごとに

- (1) 事業実施所管への事業予定調査の実施と集約結果の庁内周知
- (2) 各所管における事業の実施と、事業終了後の所管における自己評価
- (3) 生涯学習審議会における事業の評価
- (4) 生涯学習推進本部による評価結果の公表

というPDCAサイクルのもと進行します。また、社会情勢・市民ニーズの変化、国や都の動向に対応しながら、必要に応じて事業の実施内容を見直します。





# 資料編



## 八王子市生涯学習プランの策定経過

八王子生涯学習プラン（平成16～21年度）  
～学び拓こう わたしたちの夢・未来～

八王子生涯学習プラン（平成22～26年度）  
市民と地域が主役の生涯学習 ～この街で まなぶ いかす つながる～

\*東京都教育ビジョン(第3次)  
(平成25年4月)

\*平成25年5月  
市政世論調査「生涯学習について」

\*第2期教育振興基本計画  
(平成25年6月)

\*平成25年10月 八王子市教育委員会諮問  
『八王子市の生涯学習の振興方策について』

生涯学習審議会における討議・答申作成  
平成25年10月～平成26年5月（全7回）

\*平成26年6月 八王子市生涯学習審議会答申  
『八王子市の生涯学習の振興方策について』

生涯学習審議会における討議・プラン策定  
平成27年10月～平成27年1月（全6回）

\*平成26年12月  
八王子市生涯学習推進本部にて素案決定  
パブリックコメント実施

\*平成26年3月  
八王子市生涯学習推進本部にて原案確定

八王子市生涯学習プラン（平成27～31年度）  
市民・地域とともに高めあう 学びのまち ～みんなが まなぶ いかす つながる～

## 平成 25 年市政世論調査結果（概要）～生涯学習に対する意識～

市政世論調査は、市民の皆さんの生活環境への意識、市の施策に対する評価および市政への意見・要望を把握し、本市のまちづくりに有効に活用するために毎年実施しています。プラン策定にあたり、平成 25 年調査では「生涯学習について」の項目を設けました。

調査項目「生涯学習について」（回答数：1685）

<p>1 この1年間に取り組んだ生涯学習活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「趣味的なもの（音楽、美術、写真、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など）」、「健康・スポーツ（健康法、医学、ジョギング、水泳など）」がともに3割近く</li> <li>・高齢者は趣味的なもの、若い世代は仕事上必要な学習が高い傾向</li> <li>・「社会貢献活動（町内会などの地域活動、ボランティア、NPO、市民活動など）」は12.0%</li> <li>・「取り組んでいない」は4割弱（39.3%）</li> </ul>
<p>2 生涯学習活動の情報入手手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新聞・雑誌・タウン誌」が28.7%と最も高い</li> <li>・「近所の人や知人から（口コミ）」、「インターネット」、「広報はちおうじ・市のホームページ」がいずれも2割強</li> <li>・年齢別では、若い年代ほどインターネットを利用している</li> <li>・「情報は収集していない」は1割強（11.2%）</li> </ul>
<p>3 生涯学習活動に取り組む方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新聞、雑誌、専門書など」が39.7%と最も高い。</li> <li>・「地域や職場のサークル・クラブ活動」（25.9%）</li> <li>・「カルチャーセンターやスポーツクラブ等の民間機関」（23.4%）</li> <li>・「テレビ、ラジオなど」、「インターネット（eラーニングなど）」はいずれも2割弱</li> <li>・「市など行政機関が行っている講座」（11.3%）</li> <li>・男女別では、男性の方が書籍やインターネットを使った学習傾向が高い</li> </ul>
<p>4 生涯学習活動に取り組む目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「趣味や楽しみ」が64.2%と最も高い</li> <li>・「健康・体力づくり」（39.8%）は高齢者ほど割合が高い</li> <li>・「生きがいや自己実現」（27.9%）</li> <li>・「知識や教養を高める」（25.5%）</li> <li>・「友人や仲間をつくる」（23.4%）は高齢者ほど割合が高い</li> <li>・「ボランティア活動や地域活動、NPO活動に活かす」は11.5%</li> </ul>
<p>5 生涯学習活動で身に付けた知識、技能、経験の活かし方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自分の人生がより豊かになっている」が57.9%と最も高い</li> <li>・「自分の健康を維持・増進している」（47.8%）は高齢者ほど割合が高い</li> <li>・「家庭・日常の生活に活かしている」（32.1%）</li> <li>・「仕事や就職の上で活かしている」（18.2%）は若い世代ほど割合が高い</li> <li>・「地域や社会での活動に活かしている」は13.8%で、男性の割合が高い</li> </ul>

<p>6 生涯学習活動に 取り組んでいない 理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事や家事などが忙しくて時間がないから」が54.8%と最も高い。年齢別では20～50代で特に割合が高く、男女別では男性のほうが割合が高い</li> <li>・「経済的にゆとりがないから」、「健康や体力に自信がないから」がともに2割弱で、男女別では女性の割合が高い</li> <li>・「学ぶ方法や手段、きっかけがつかめないから」(16.3%)</li> <li>・「身近に学習や活動できる場がないから」(13.1%)</li> </ul>
<p>7 生涯学習活動を 支援するために 推進すべき施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学習活動を行う場（施設など）の整備」が43.0%と最も高い</li> <li>・「趣味・教養から資格取得まで、幅広い分野の学習機会の提供」(36.1%)</li> <li>・「生涯学習についての情報提供の充実」(24.8%)</li> <li>・「ボランティア活動や市民活動を支援する仕組みづくり」(17.9%)</li> <li>・「学校図書館や校庭、教室など学校施設の開放をすすめる」(15.4%)</li> <li>・「生涯学習を支援する地域の人材を養成する」(10.9%)</li> </ul>
<p>8 生涯学習センター の利用目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自らの学習活動のための学習室・ホール等の利用」(8.8%)</li> <li>・「センターで開催される催し物（センター主催以外）への参加」(8.1%)</li> <li>・「センター主催の催し物（センター主催講座等）への参加」(7.4%)</li> <li>・「人材情報、団体・サークル情報など生涯学習に関する情報を得る」(1.2%)</li> <li>・利用目的の上位がいずれも1割未満である一方、「利用していない」は8割近く(76.5%)となり、高齢者を除くすべての年代で割合が高い</li> </ul>
<p>9 生涯学習センター を利用しない理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「利用する必要がないから」が23.7%で最も高い。特に20代では3割強と割合が高い</li> <li>・「センターを知らなかったから」は22.8%で、おおむね年代が下がるほど割合が高くなる</li> <li>・「センターまで遠いから」(20.5%)</li> <li>・「参加したい催し物がないから」(20.5%)</li> </ul>
<p>10 図書館の利用頻度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「月に1回以上」が14.4%</li> <li>・「時々（年に数回程度）」は22.3%</li> <li>・一方、「利用していない」は60.8%で、年齢別では60代前半、男女別では男性の割合が高い</li> </ul>
<p>11 図書館を利用 しない理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「利用する必要がないから」が47.9%と最も高い。年齢別では特に20代で割合が高い</li> <li>・「図書館まで遠いから」(27.5%)</li> <li>・「開館時間・開館日に利用できないから」は12.1%で、年齢別では30～50代で割合が高い</li> </ul>

# 八王子市生涯学習審議会条例

平成 19 年 3 月 28 日 条例第 32 号

(設置)

**第1条** 市民の生涯学習の振興を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定により、八王子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、八王子市生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 生涯学習の振興に関する計画の立案に関すること。
- (2) 生涯学習に関する施策及び事業の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習の振興に関すること。

(組織)

**第3条** 審議会は、教育委員会が委嘱する委員 16 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第6条** 審議会に、専門的事項を調査審議させるために必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(意見聴取)

**第7条** 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、生涯学習スポーツ部において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会  
が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年7月1日から施行する。

(八王子市社会教育委員の設置に関する条例の廃止)

2 八王子市社会教育委員の設置に関する条例(昭和 29 年八王子市条例第 20 号)は、  
廃止する。

(八王子市図書館条例の一部改正)

3 八王子市図書館条例(昭和 59 年八王子市条例第 35 号)の一部を次のように改正す  
る。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

---

## 八王子市生涯学習審議会条例施行規則

平成 19 年4月 12 日  
教育委員会規則第 11 号

(趣旨)

**第1条** この規則は、八王子市生涯学習審議会条例(平成 19 年八王子市条例第 32 号)  
第9条の規定により、八王子市 生涯学習審議会(以下「審議会」という。)について必  
要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 条例第3条第1項に規定する委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者 9人以内
- (2) 学識経験者 4人以内
- (3) 公募による市民 3人以内

(部会)

**第3条** 条例第6条第1項に規定する部会は、次に掲げる部会とする。

- (1) 社会教育部会
- (2) 図書館部会
- (3) 施設部会
- (4) 前3号に掲げる部会のほか必要に応じて設置される部会

(委任)

**第4条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議  
会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 19 年7月1日から施行する。

## 八王子市生涯学習審議会委員名簿

	氏名	選出区分	所属等
会 長	みうら 三浦 眞一 しんいち	学校教育及び 社会教育関係者	読書のまち八王子推進連絡会議会長
副会長	おかもと 岡本 夢乃 ゆめの	学校教育及び 社会教育関係者	特定非営利活動法人八王子市レクリエー ション協会常務理事
	すみだに 炭谷 晃男 あきお	学識経験者	大妻女子大学社会情報学部教授
委 員	あさい 浅井 揚三 ようぞう	学校教育及び 社会教育関係者	公益社団法人学術・文化・産業ネットワー ク多摩事務局長
	いしかわ 石川 のりこ のりこ	学校教育及び 社会教育関係者	八王子子ども文庫連絡協議会副会長
	おぐら 小倉 つやこ つやこ	学校教育及び 社会教育関係者	青少年対策地区委員会南大沢地区委員、 南大沢中学校運営協議会会長
	おくれ 尾暮 あきら あきら	学校教育及び 社会教育関係者	八王子市立恩方中学校長
	かとう 加藤 まさひろ まさひろ	学校教育及び 社会教育関係者	八王子市立由井第二小学校長
	むらかみ 村上 ひろみ	学校教育及び 社会教育関係者	特定非営利活動法人 八王子子ども劇場 事務局長
	こばやし 小林 まさひろ まさひろ	学識経験者	公益財団法人東洋哲学研究所主任研究員、 学園都市大学古文書研究会顧問
	しばた 柴田 きちこ きちこ	学識経験者	帝京大学教育学部教育文化学科准教授
	うすい 碓井 恵夫 けいお	公募による市民	八王子市立由木西小学校学校コーディネ ーター・学校評議員、八王子市立柏木小学 校学校運営協議会委員
	こみやま 小宮山 ひろひと ひろひと	公募による市民	教育関連法人顧問

## 八王子市生涯学習審議会審議記録

回数	開催日	内 容
第1回	平成25年10月23日	①「八王子市の生涯学習の振興方策について」を 教育長より審議会へ諮問 ②平成24年度生涯学習関連事業評価について
第2回	平成25年12月10日	①「八王子市の生涯学習の振興方策について」 ②平成24年度生涯学習関連事業評価について
第3回	平成26年1月21日	「八王子市の生涯学習の振興方策について」
	平成26年2月13日 14日	生涯学習審議会委員による中央図書館視察
第4回	平成26年2月19日	「八王子市の生涯学習の振興方策について」
第5回	平成26年3月31日	「八王子市の生涯学習の振興方策について」
第6回	平成26年4月23日	「八王子市の生涯学習の振興方策について」
第7回	平成26年5月28日	「八王子市の生涯学習の振興方策について」
	平成26年6月26日	「八王子市の生涯学習の振興方策について」の 答申書を教育長へ提出
第8回	平成26年7月25日	①「八王子市の生涯学習の振興方策について」の 答申報告 ②平成25年度生涯学習関連事業評価について
第9回	平成26年8月29日	①新生涯学習プランの策定について ②平成25年度生涯学習関連事業評価について
第10回	平成26年9月17日	新生涯学習プランの策定について
第11回	平成26年10月30日	新生涯学習プランの策定について
第12回	平成26年11月10日	新生涯学習プランの策定について
第13回	平成27年1月29日	新生涯学習プランの策定について

# 八王子市生涯学習推進本部設置要綱

平成5年3月25日  
施行

改正	平成9年8月1日	平成11年12月24日
	平成13年1月18日	平成13年10月10日
	平成14年8月1日	平成15年8月18日
	平成20年10月1日	平成21年6月16日
	平成21年7月15日	平成22年1月22日
	平成24年4月1日	平成25年8月26日

## (目的及び設置)

第1条 生涯学習の振興に関する行政施策を総合的に促進するため、八王子市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 生涯学習に係る諸施策の協議及び総合調整に関すること。
- (3) その他、生涯学習の推進に係る重要事項に関すること。

## (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、それぞれ、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

## (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定する副本部長がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

## (幹事会)

第6条 本部の所掌事項を専門的に検討するため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び委員をもって組織し、それぞれ、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

4 幹事長は、幹事会において検討した事項を本部に報告する。

## (生涯学習推進連絡会)

第7条 本部に生涯学習推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）を置く。

2 推進連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の推進に係る連絡調整に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に係る事項についての調査・検討に関すること。

3 推進連絡会の組織及び構成員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。

4 推進連絡会の会議は、会長（幹事長）が招集する。

（意見聴取）

第8条 本部の会議及び幹事会の会議は、必要がある場合に、本部及び幹事会の構成員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

（事務局）

第9条 本部に事務局を置く。

2 事務局長は、生涯学習スポーツ部長をもって充てる。

3 事務局長は、次の職務を行う。

（1）本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

（2）その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局の庶務は、生涯学習スポーツ部生涯学習政策課において行う。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成5年3月25日から施行する。

2 生涯学習に係る事業のあり方を検討するため、当分の間、別に定めるところにより、幹事会に検討会を置く。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

別表第1

本部長	生涯学習スポーツ部を担当する副市長
副本部長	教育長
本部員	都市戦略部長、総合経営部長、行財政改革部長、市民活動推進部長、総務部長、財務部長、市民部長、福祉部長、こども家庭部長、産業振興部長、環境部長、都市計画部長、まちなみ整備部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長、図書館部長、（議）事務局長、（選）事務局長

別表第2

幹事長	生涯学習政策課長
副幹事長	総合計画第一課長または総合計画第二課長（1名）、協働推進課長、子どものしあわせ課長
委員	都市戦略課長、広報課長、行革推進課長、情報管理課長、総務課長、財政課長、市民生活課長、福祉政策課長、産業政策課長、環境政策課長、都市総務課長、住宅政策課長、（学）教育総務課長、学習支援課長、生涯学習センター図書館長

別表第3

会長	生涯学習政策課長（幹事長）
副会長	総合計画第一課長または総合計画第二課長（1名）（副幹事長）、協働推進課長（副幹事長）、子どものしあわせ課長（副幹事長）
連絡員	広報課主査（1名）、広聴課主査（1名）、情報管理課主査（1名）、協働推進課主査（1名）、学園都市文化課主査（1名）、男女共同参画課主査（1名）、高齢者いきいき課主査（1名）、障害者福祉課主査（1名）、子どものしあわせ課主査（1名）、児童青少年課主査（1名）、産業政策課主査（1名）、環境政策課主査（1名）、施設管理課主査（1名）、生涯学習政策課主査（1名）、学習支援課主査（1名）、生涯学習センター図書館主査（1名）

## 八王子市の主な生涯学習施設一覧

※記載内容は平成27年3月現在のものです。

学習・文化施設	所在地	連絡先	FAX番号
市民活動支援センター	旭町12-1 ファルマ802ビル5階	646-1577	646-1587
芸術文化会館(いちようホール)	本町24-1	621-3001	621-3007
オリンパスホール八王子(市民会館)	子安町4-7-1 サザンスカイトワー八王子4階	655-0802	655-0807
南大沢文化会館	南大沢2-27	679-2202	679-2212
学園都市センター	旭町9-1 八王子スクエアビル11~13階	646-5611	646-2663
大学コンソーシアム八王子	旭町9-1 八王子スクエアビル11階	646-5740	646-2663
夢美術館	八日町8-1 ビュータワー八王子2階	621-6777	621-6776
八王子国際協会	旭町9-1 八王子スクエアビル11階	642-7091	642-7091
男女共同参画センター (男女共同参画課)	東町5-6 クリエイトホール8階	648-2230	644-3910
生涯学習センター (学習支援課)	東町5-6 クリエイトホール4~11階	648-2231	648-2151
生涯学習センター南大沢分館	南大沢2-27 南大沢総合センター2階	679-2208	679-2218
生涯学習センター川口分館	川口町3838(川口やまゆり館内)	654-8450	654-8452
郷土資料館	上野町33	622-8939	627-5919
中田遺跡公園	中野山王3-12	623-1641	—
絹の道資料館	鎌水989-2	676-4064	—
八王子城跡ガイダンス施設	元八王子町3-2664-2	663-2800	663-2800
中央図書館	千人町3-3-6	664-4321	662-2789
中央図書館北野分室	北野町545-3 きたのタウンビル7階	642-1350	642-1350
生涯学習センター図書館	東町5-6 クリエイトホール2・3階	648-2233	648-2155
南大沢図書館	南大沢2-27南大沢総合センター地下1階	679-2201	679-2211
川口図書館	川口町3838(川口やまゆり館内)	654-8448	654-8449
コニカミノルタサイエンスドーム (こども科学館)	大横町9-13	624-3311	627-5899
長池公園自然館	別所2-58	678-4616	678-4647
高尾駒木野庭園	裏高尾町268-1	663-3611	663-3621
教育センター	散田町2-37-1	664-1135	662-2988
姫木平自然の家	長野県小県郡長和町大門3515-29	0268-69-2417	0268-69-2424
夕やけ小やけふれあいの里	上恩方町2030	652-3072	652-4155
北野余熱利用センター あったかホール	北野町596-3	645-0025	645-0133

エコひろば (環境学習室・温暖化防止センター)	北野町596-3あったかホール1階	656-3054 656-3103	631-9422
戸吹湯ったり館	戸吹町1798	696-6113	696-6112
恩方農村環境改善センター	下恩方町3247-2	651-8496	—
上川農村環境改善センター	上川町925-1	654-6561	—
消費者生活センター	東町5-6 クリエイトホール地下1階	631-5456 631-5455 (相談専用)	643-0025
東浅川交通公園	東浅川町559	661-1085	661-1085
清川交通遊園	清川町43-1	625-8744	625-8744
子安市民センター	子安町2-6-1	646-1220	646-1220
台町市民センター	台町3-20-1	627-3808	627-3808
中野市民センター	中野町2726-7	627-6221	627-6221
大和田市民センター	大和田町5-9-1	645-8980	645-8980
浅川市民センター	高尾町1652-1(浅川事務所に併設)	666-4700	666-4700
由木中央市民センター	下柚木2-10-6(由木事務所に併設)	676-8123	676-8123
南大沢市民センター	南大沢2-27 南大沢総合センター3階	679-2209	679-2209
由木東市民センター	鹿島111-1(由木東事務所に併設)	675-5911	675-5911
長房市民センター	長房町506-2	664-4774	664-4774
横山南市民センター	梶田町137-3	666-0031	666-0031
元八王子市民センター	上壱分方町747-1	651-3960	651-3960
恩方市民センター	西寺方町260-4	652-3333	652-3333
川口市民センター	川口町3838(川口やまゆり館内)	654-0722	654-1410
加住市民センター	加住町1-338	691-5215	691-5215
由井市民センター	片倉町702-1	635-8028	635-8028
由井市民センターみなみ野分館	みなみ野1-7-1 片柳学園第3学生会館2階	637-4122	637-4122
北野市民センター	北野町545-3きたのタウンビル7・8階	643-0440	643-0440
石川市民センター	石川町438	642-0220	642-0220
横山市民集会所	並木町15-15	661-1281	662-2962
館市民集会所	館町156	665-4511	662-2977
元八王子市民集会所	大楽寺町419-1	624-3278	627-5878
恩方市民集会所	下恩方町3395	651-3200	652-0966
川口市民集会所	川口町908-1	654-4011	654-7229
北野市民集会所	北野町549-5	645-8711	645-3213
由井市民集会所	片倉町119-4	635-3208	635-6909
中野児童館	中野山王3-6-27	624-9559	624-9559
浅川児童館	初沢町1323	665-2506	665-2506
由木児童館	越野692-1	676-8713	676-8713
松が谷児童館	松が谷13	675-0151	675-0151

松が谷児童館鹿島分館	鹿島2	675-0150	675-0150
中郷児童館	長房町891-2	663-6770	663-6770
中郷児童館長房分館	長房町341	663-6485	663-6485
館ヶ丘児童館	館町1097-57	665-5231	665-5231
元八王子児童館	大楽寺町508-3	625-6484	625-6484
川口児童館	川口町3974	654-4757	654-4757
北野児童館	北野町549-9	645-8580	645-8580
南大谷児童館	大谷町46-1	645-0482	645-0482

大学など	所在地	連絡先
工学院大学	中野町2665-1	622-9291
明星大学	日野市程久保2-1-1	042-591-5111
東京工業高等専門学校	梶田町1220-2	668-5111
帝京大学	大塚359	0120-508-739
帝京大学短期大学	大塚359	0120-508-739
東京造形大学	宇津貫町1556	637-8111
東京純心大学 ※平成27年4月より改称	滝山町2-600	692-0326
杏林大学	宮下町476	691-0011
多摩美術大学	鎌水2-1723	676-8611
創価大学	丹木町1-236	691-2215
創価女子短期大学	丹木町1-236	691-2201
東京薬科大学	堀之内1432-1	676-5111
拓殖大学	館町815-1	665-1443
中央大学	東中野742-1	674-2144
日本文化大学	片倉町977	636-5211
法政大学	町田市相原町4342	042-783-2091
東京工科大学	片倉町1404-1	637-2111
首都大学東京	南大沢1-1	677-1111
山野美容芸術短期大学	鎌水530	677-0111
ヤマザキ学園大学	南大沢4-7-2	678-6011
東京家政学院大学	町田市相原町2600	042-782-9811
サレジオ工業高等専門学校	町田市小山ヶ丘4-6-8	042-775-3020
デジタルハリウッド大学	松が谷1	670-2340

福祉施設	所在地	連絡先	FAX番号
東浅川保健福祉センター	東浅川町551-1	667-1331	667-7829
南大沢保健福祉センター	南大沢2-27 南大沢総合センター1階	679-2205	679-2214
大横保健福祉センター	大横町11-35	625-6501	627-5927

八王子市高齢者活動コーディネートセンター (通称 八王子センター元気)	大横町11-35	627-9179	627-9179
長房ふれあい館	長房町588 都営長房西1号棟1階	669-1433	669-1434
恩方老人憩の家	下恩方町3395 恩方事務所2階	651-3961	651-3961
心身障害者福祉センター	台町2-7-22	624-5850	624-5954
子ども家庭支援センター	東町5-6クリエイトホール地下1・1階	656-8225	656-8226
地域子ども家庭支援センター館(たて)	館町156 館事務所2階	661-0072	661-0089
地域子ども家庭支援センター石川	石川町481 石川事務所2階	648-0040	648-0028
地域子ども家庭支援センターみなみ野	みなみ野6-1-1	635-4152	635-4153
地域子ども家庭支援センター南大沢	南大沢2-17-5	678-3100	678-3102
地域子ども家庭支援センター元八王子	大楽寺町419-1 元八王子事務所2階	624-8300	624-8302
ボランティアセンター	元横山町1-29-3	648-5776	648-6332
ボランティアセンター南大沢分室	南大沢2-17-5 (地域子ども家庭支援センター南大沢内)	679-2445	679-2445

スポーツ施設	所在地	連絡先	FAX番号
エスフォルタアリーナ八王子(総合体育館)	狭間町1453-1	662-4880	664-1501
市民体育館	台町2-3-7	625-2305	627-5935
市民体育館分館競技場	散田町2-37-1	625-2305	627-5935
甲の原体育館	中野町2726-8	627-3300	627-1568
富士森公園陸上競技場	台町2-2	※1	
滝ガ原運動場	高月町2401先	691-2432	—
桐田運動場	桐田町517-1	666-6398	—
上柚木公園陸上競技場(公認2種)	上柚木2-40-1	675-0227	675-0228
川町運動場	川町128	651-9488	—
西寺方グラウンド	西寺方町713先	652-0464	—
戸吹スポーツ公園	戸吹町1746-1	691-2288	—
富士森公園野球場(市民球場)	台町2-2	622-6720	627-5935
上柚木公園野球場	上柚木2-51-1	675-0227	675-0228
北野公園野球場	北野町585-1	646-4194	—
高倉公園野球場	高倉町10	※1	
大塚公園野球場	松が谷66	675-5001	—
上柚木公園ソフトボール場	上柚木2-19-1	675-0227	675-0228
富士森公園テニスコート	台町2-2	622-8709	—
大塚公園テニスコート	松が谷66	675-5001	—
殿入中央公園テニスコート	館町2428	662-8034	—
松木公園テニスコート	別所1-56-2	674-0676	—
別所公園テニスコート	別所2-33-2	676-5974	—
久保山公園テニスコート	久保山町2-48	691-7107	—

大平公園テニスコート	南大沢3-11	675-5002	—
内裏谷戸公園テニスコート	南大沢5-24	674-6878	—
上柚木公園テニスコート	上柚木2-51-1	676-8446	—
陵南プール（屋外）	東浅川町31	※1	
大塚公園水泳プール（屋外）	松が谷66	※1	
甲の原体育館プール（室内）	中野町2726-8	627-3300	627-1568
あったかホールプール（室内）	北野町596-3	656-4126	645-0133

小学校校庭の夜間開放	所在地	連絡先
第三小学校	寺町29-15	※1
第四小学校	明神町2-15-1	※1
船田小学校	長房町1041-2	※1
松枝小学校	榎原町601-13	※1
長沼小学校	長沼町707-3	※1
大和田小学校	大和田町4-19-1	※1
東浅川小学校	東浅川町550-22	※1
由木中央小学校	下柚木25	※1
元八王子小学校	式分方町761	※1
清水小学校	中野山王3-25-1	※1

小学校の教室開放	所在地	連絡先
式分方小学校	式分方町520-1	※2
由井第一小学校	打越町348-1	※2
浅川小学校	初沢町1335	※2

[問い合わせ先]

※1 … 生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課：Tel 622-6720

※2 … 生涯学習スポーツ部生涯学習政策課：Tel 620-7334

## 八王子市生涯学習プラン（平成27～31年度）

市民・地域とともに高めあう 学びのまち ～ みんなが まなぶ いかす つながる ～

発行：八王子市

編集：八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部 生涯学習政策課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：042-620-7334

FAX：042-626-8554

メール：b320700@city.hachioji.tokyo.jp

本冊子は再生紙を使用しています。